

美浦村民体育祭について

林 昌子 議員

質問 次の3点についてお尋ねいたします。

- ①ここ10年間の参加区域数及び各地区の参加種目数の推移
- ②種目内容の検討
- ③体育祭にかわる他の行事の検討

答弁（教育次長） ①参加地区数及び参加種目数の推移は減少傾向にあり、本年度は参加22地区中、全種目出場地区は13地区でした。②種目内容の検討は区長、体育委員の皆様のご要望を取り入れ、平成15年度に輪投げ競争を加え、以降の約10年間の改変等はなく現在の種目に至っております。③体育祭にかわる他のスポーツイベントについては、過去にも検討してまいりま

したが、なかなか妙案が浮かばない現状です。

質問 来年度の計画の中に別な形としての構想、または盆踊りをその構想の一つに考えられないか再質問いたします。

答弁（村長） 体育祭にかわるものという部分で、村体育協会とは別な流れで老若男女がオープン参加できる地域総合スポーツを扱う部門が立ち上がっております。また、盆踊りに関しては、継続できなかった経緯があります。将来的には区長会、体育指導員、体育協会とも討議し、区長に頼らずできるものがあれば見出してまいります。

環境美化について

質問 4年前にも質問しておりますがその後の進捗状況を伺います。

- ①空き地の管理状況
- ②ごみのポイ捨ての現状
- ③自動車の放置状況
- ④飼い犬、ペット等の公共迷惑の現状及び防止対策

答弁（経済建設部長）

①空き地の管理状況につきまして、年2回の雑草刈取除去を実施しています。自己管理の方も年2回の刈取を依頼し、未実施の方には催告並びに督促をしております。②ごみのポイ捨ての状況は、苦情はありませんが空き地や道路沿線等に空き缶等のごみが見受けられます。その対応として、ボランティア団体や村民の協力による清掃の実施、看板等の設置による防止対策に努めています。③放置車両についてはほとんどない状況です。

④飼い犬、ペットの公共迷惑の現状として、苦情が寄せられており、国・県の法律、条例に基づく指導を行っております。また、看板の設置や広報、チラシの配布による啓蒙活動を図っております。

質問 村全体の草刈りを年2回に、また草刈り機の貸し出しや罰則規定が明記された条例の制定について伺います。

答弁（村長） 県の条例に罰則規定が明記されておりますので、これらをチラシに明記し啓発していきたいと考えております。

答弁（経済建設部長） 草刈り年2回の実施については、地区の事情も考慮し、検討課題とします。また、草刈り機の貸し出しについては可能ですが、保険加入やけが等はご自身で対応していただくことを条件として検討させていただきます。